

まずは「出前講座」からはじめてみませんか？

講師派遣制度 (出前講座)

当協会社員が講師として官公署を訪問させていただく制度です。講義の内容については、貴庁よりご希望いただいたテーマにできる限り沿うものを実施させていただきます。また、当協会にてあらかじめ用意のあるテーマで講義をすることも可能です。講師料は無料にて対応させていただきます。



講義テーマの一例

【相続制度】

旧民法、応急措置法、新民法によって制度が異なっており、新民法の下でも法制度は変更されてきました。例えば昭和56年より前に発生した相続については、配偶者の法定相続分や兄弟姉妹の再代襲相続の制度も現在とは異なります。また最近では、非嫡出子の法定相続分についての最高裁判決も出されていることから、本講では相続制度の変遷について解説します。

その他のテーマ

※ 詳細は当協会のホームページをご覧ください

- ・仮登記と用地買収にあたっての注意点
- ・部落名義地、記名共有地などの登記手続きについて
- ・土地区画整理事業における保留地の譲渡と登記原因証明情報
- ・特別受益証明書の問題点
- ・遺言
- ・戸籍の見方
- ・相続財産管理人
- ・時効
- ・農地をめぐる問題について
- ・成年後見制度
- ・不在者財産管理人
- ・休眠担保権の抹消

出前講座の申込書はホームページからダウンロードできます。

静岡県公共嘱託登記司法書士協会とは

静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、司法書士の専門的能力を結合して、公共の利益となる事業に登記を通じて寄与するために設立された組織です。当協会は昭和60年の設立以来、数多くの嘱託登記事件を取り扱っており、蓄積されたノウハウは他の追随を許しません。現在、当協会は約100名の司法書士・司法書士法人で構成されており、嘱託登記に関するあらゆるご要望に対し、県内くまなくお応えすることができます。



<http://www.shizuoka-koshoku.com/>
TEL.054-289-3700

静岡公嘱

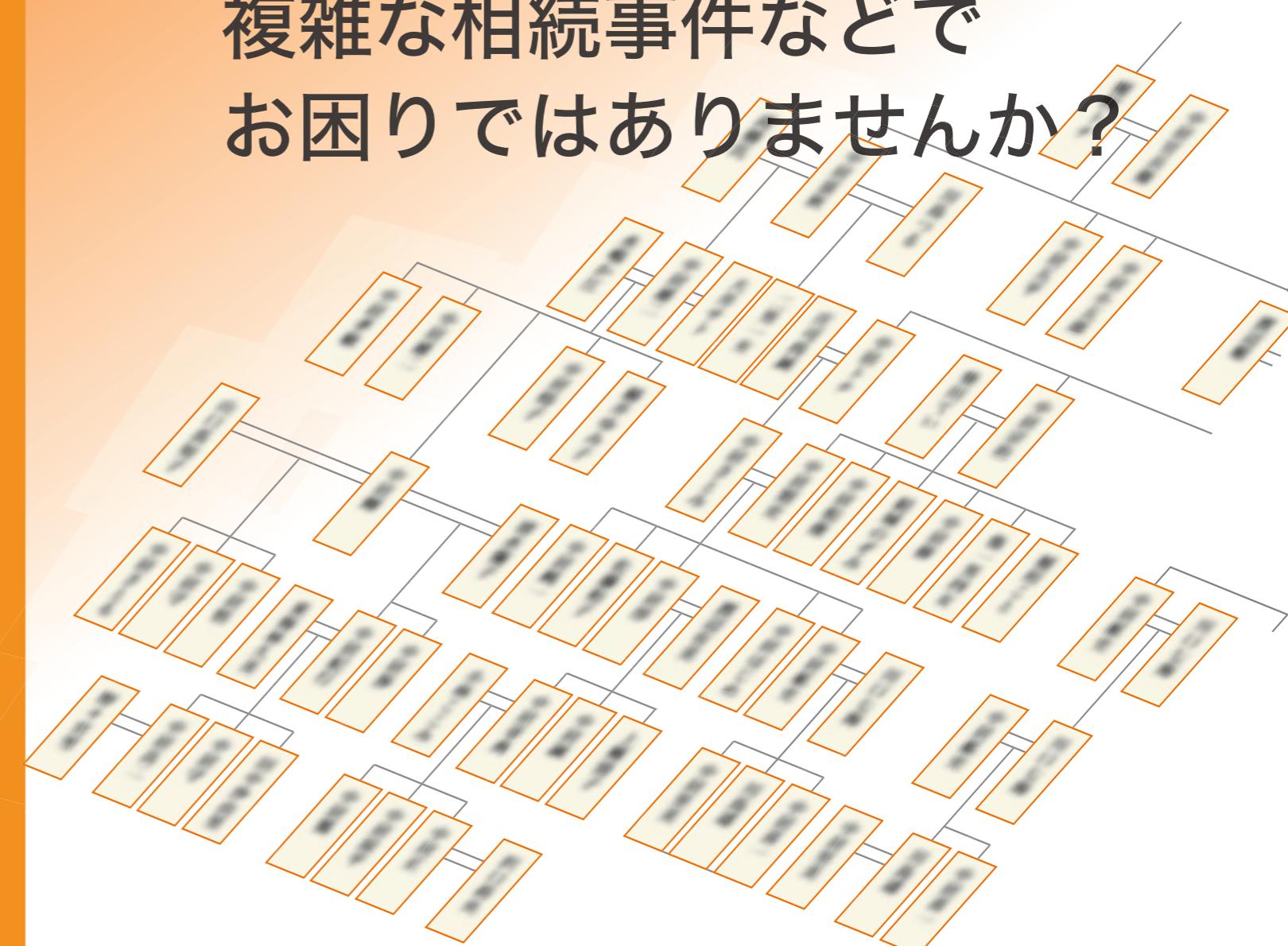


司法書士の専門性が、公共のチカラになる。

KOSHOKU LETTER

vol.4

複雑な相続事件などで
お困りではありませんか？



一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインが策定されました

ガイドラインとは？

所有者の所在の把握が難しい土地の増加への対応として、平成28年3月、国土交通省は所有者の探索方法と活用できる制度、解決事例等を地方公共団体など向けにガイドラインとして作成しました。

所有者の所在の把握が難しい土地の課題は多様であることから、専門家の活用を勧めており、司法書士への権利者調査、相続人の探索、財産管理制度に関する相談などにも言及しています。また、解決事例内にも司法書士が関わることで解決可能な事件が多数報告されています。

対応にお困りではありませんか？
司法書士などの専門家が解決の糸口を示します

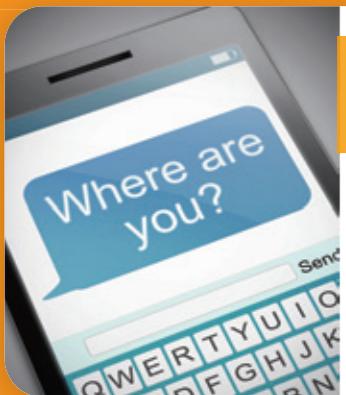
困った！ 相続が複雑で 相続人の確定に不安がある

登記名義は明治時代のまま。
戸籍を調べたが、旧民法の相続もあり、
相続人や法定相続分を調べきれない。
相続人は何十人にも膨らみ探索が困難。



困った！ 契約当事者が行方不明

買収予定地の所有者は死亡。その相続人の一人は20年前から行方不明で住民登録も抹消されており、このままでは相続登記（遺産分割手続き）ができず、買収もできない。



困った！ 所有者が認知症

買収予定地の所有者は、3年前に認知症となり、現在は特別養護老人ホームに入所している。買収の話は所有者の子と始めていたが、所有者本人でないため契約ができず、これ以上手続きが進まない。



相続人・法定相続分の確定、権利に関する登記、財産管理制度など

私たち静岡県公共嘱託登記司法書士協会にお任せください

当協会の社員は司法書士・司法書士法人で構成され、一人ひとりの社員が法律専門職として幅広い分野の法律・実務に精通しています。これに当協会の30年以上の実績、組織力が加わることが当協会の最大の強みです。

【司法書士としての強み】

登記手続

裁判手続

司法支援

法律専門職として幅広い分野の法律・実務に精通

【嘱託登記専門家集団としての強み】

社員数約100名で構成された組織力
あらゆる嘱託登記に対応する処理能力

（公社）静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携

静岡県公共嘱託登記司法書士協会 事務局

TEL.054-289-3700 <http://www.shizuoka-koshoku.com/>

困った！ 公共事業で こんな困った事例はありませんか？

困った！ 古い抵当権が残っている

買収予定地に明治43年設定された古い抵当権が残ったまま...。債権額は15円だが、現在の土地所有者は全く身に覚えがない。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	明治43年3月3日 第1234号	原因 明治43年3月3日金員貸借設定 債権額 15円 抵当権者 ○○郡○○町123番地○○○○ 共同担保 目録(セ)第789号

困った！ 仮登記や地上権の登記が残ったまま

買収予定地に仮登記（所有権移転請求権仮登記、条件付所有権移転仮登記など）や地上権の登記が残ったままになっており、買収ができない。

